

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和６年第３回定例会提出議案についてを議題といたします。

認定第１号、認定第３号、認定第９号、認定第１０号、議案第１号、議案第４号、議案第６号、議案第７号及び報告第３号の以上９件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 認定第１号の令和５年度旭川市一般会計決算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

令和５年度主要施策の成果報告書を御覧ください。

初めに３１ページでございます。デザイン推進事業費２千１６７万７千円です。株式会社ケンキの石川俊祐氏をチーフデザインプロデューサーに登用し、フードフォレスト旭川構想や市役所内のデザインルールの検討を行ったほか、あさひかわデザインウィークなどのイベントにより、デザインの普及や啓発を進めてきたところでございます。

続きまして、３２ページ、ユネスコ創造都市ネットワーク連携費４４７万５千円です。各種会議の参加などを通じまして、デザイン創造都市旭川としてのまちの魅力を伝え、国内外の都市との連携を深めたほか、ユネスコ創造都市ネットワーク（デザイン分野）の会議開催に向けて、誘致活動を行ったところでございます。その結果、本市の開催が決定し、本年１０月の開催に向けて鋭意準備を進めているところでございます。

続きまして、３３ページ、あさひかわデザインハブ検討費４６３万円です。市内のデザイナーやクリエイター及び事業者等との交流の幅を広げ、デザインに関する学びと実践的な活動ができる拠点の機能について検討を行い、地域おこし協力隊の活用や環境整備を進めたところでございます。

続きまして、３４ページ、ＩＴ企業進出支援費１８８万７千円でございます。情報通信関連企業の誘致を促進するため、市内に新たに事業所を開設した場合に、事務所賃借料と通信回線使用料の一部を助成したものでございます。

続きまして、３５ページになります。スタートアップ伴走支援費６９８万８千円です。旭川産業創造プラザと連携いたしまして、起業・創業に関する勉強会でありますビズカフェや道北ビジネスプランコンテストを開催し、起業・創業の機運、醸成を図るとともに、各段階のニーズに応じた伴走支援を行ったものでございます。

ここからは物価高騰対策に係る事業でございます。

７５ページになります。中小企業振興資金融資事業費５６億７千２７３万６千円です。物価高騰などの影響を受けている事業者に対しまして、災害・景気対策融資を継続実施したほか、コロナ禍後の積極的な設備投資や事業拡大に対応する経営課題解決資金の取扱いを行うなど、各種の融資制度により市内中小企業の経営の維持、発展及び経営基盤の強化に必要な資金の円滑な供給を行ったものでございます。

続きまして、７６ページ、旭川市事業継続支援金１億３千１４３万７千円です。コロナによる売上げ減少に加えまして、エネルギー価格高騰による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援

するため、北海道の緊急支援金に市独自の上乗せとして、法人５万円、個人事業主２万５千円を支援金として支給したところでございます。

続きまして、７７ページになります。飲食業人材不足等対応支援費３千８０万３千円です。新型コロナが明け、人材不足が顕著となった飲食業を支援するため、人材不足を補うための機器導入や新たなサービス実施のための設備投資を支援したものでございます。

続きまして、５１ページになります。後ほど御説明いたします、動物園事業特別会計の施設整備費の事業でございますけども、その中でゼロカーボンＺＯＯの取組といたしまして、ペレットストーブ３台を導入いたしました。燃料には、園内の樹木を剪定した枝などを集めてつくったペレットを使用いたしまして、エネルギーの循環利用とＰＲを行ったところでございます。

次に、認定第３号の令和５年度旭川市動物園事業特別会計決算につきまして御説明申し上げます。

令和５年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書の１６４ページを御覧ください。まず歳入でございますけども、歳入合計といたしまして、予算現額は２０億５千５５６万３千円に対しまして、収入済額は１８億６千２２１万４千８８３円であり、収入率は９０．６％となっております。

このうち主な歳入でございます入園料につきましては、２ページ戻りまして１６２ページ、１款１項１目入園料で、予算現額７億９千８９０万５千円に対しまして、収入済額は８億９千３２３万５千３００円と９千４３３万円余りの増となっております。収入率は１１１．８％となっております。

令和５年度の入園者数は前年度比１２万９千７９６人増の１２９万３千５４３人となったところでございます。

また寄附金につきましては、４款１項１目でございますが、予算現額５億５千４０５万５千円に対しまして、収入済額は５億６８６万２千７２４円で、収入率は９１．５％となっております。

次に、１６６ページを御覧ください。歳出合計は歳入と同額の予算現額２０億５千５５６万３千円に対しまして、支出済額は１８億６千２２１万４千８８３円であり、執行率は９０．６％となっております。

このうち主な事業について申し上げますと、１款１項１目総務管理費の中の施設管理費は９億９千２１１万２千５４０円、施設整備費は２億３千１０９万４千４４８円となっております。

主な整備内容といたしましては、ペンギン館の空調設備改修工事やもうじゅう館の屋外放飼場擬岩修繕等、老朽化した施設や建具等の改修修繕のほか、園内設備の整備を行ったところでございます。

続きまして、議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

令和６年度旭川市一般会計補正予算の１３ページを御覧ください。歳出でございますが、７款１項１目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費１億１千２１１万円です。年度当初の設定額に達しましたことから、経営力強化サポート融資につきまして新規融資枠を拡大するため、貸付金及び補助金を補正しようとするものでございます。

続きまして、１５ページ、債務負担行為補正の変更分についてです。経営力強化サポート融資の補正に伴いまして、利子補給金について債務負担行為の限度額を１千１４０万円から１千９９１万２千円へ変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

〇菅原観光スポーツ部長 認定第1号の令和5年度一般会計決算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして、令和5年度主要施策の成果報告書に基づき御説明申し上げます。

初めに、39ページを御覧ください。旭川観光コンベンション協会補助金4千135万2千円でございます。この事業は、本市の観光情報の発信や各種会議及びフィルムコミッション等の誘致事業を行う、一般社団法人旭川観光コンベンション協会の活動を支援したものであります。

次に、41ページを御覧ください。通年生涯スポーツ振興費1千752万2千円でございます。この事業は、けんスポ！事業など、市民が主体的にスポーツレクリエーション活動に取り組む機会の提供と環境づくりを推進し、年間を通して市民のライフスタイルに合ったスポーツ振興事業を実施したものでございます。

次に、42ページを御覧ください。スポーツ大会開催負担金・補助金3千218万4千円でございます。この事業は、市民がスポーツに接する機会を確保するとともに、興味や関心を喚起し、自主的なスポーツ活動を行うきっかけとするため、令和5年度全国高等学校総合体育大会など、本市で開催される大規模な各種スポーツ大会に助成し、円滑な大会運営の支援を行ったものでございます。

次に、44ページを御覧ください。観光プロモーション推進費1千394万2千円でございます。この事業は、観光入込客数及び観光客宿泊数の増加を図るため、他自治体とも連携しながら、本市の知名度の向上及びイメージアップに資する観光客誘致活動を実施したものでございます。

次に、45ページを御覧ください。大雪カムイミントラDMO推進費7千937万5千円でございます。この事業は滞在型、通年型観光の促進に向けたマウンテンシティリゾートの形成を推進するため、スキー場を核とした冬季観光推進事業やマーケティング調査等を行うDMOの活動を支援したものでございます。

次に、46ページを御覧ください。アドベンチャートラベル推進費651万円でございます。この事業は、圏域内のアクティビティーや自然、異文化体験など多彩な観光コンテンツを活用し、持続可能な観光圏域としての発展を図るため、令和5年度に北海道で開催されたアドベンチャートラベル・ワールドサミット2023北海道に参画したものでございます。

次に、令和5年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

123ページになります。8款5項3目の花咲スポーツ公園改修費1億3千929万536円でございます。この事業は令和6年度より土木部から移管された事業で、市民のスポーツ活動の場の充実を図るため、陸上競技場の整備など、花咲スポーツ公園の改修を行ったものでございます。

以上が、一般会計決算のうち観光スポーツ部所管の決算概要でございます。

次に、議案第1号の令和6年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ部所管分につきまして、補正予算書で御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。まず歳入であります。20款寄附金1項寄附金6目商工費寄附金の観光振興基金寄附金350万円でございます。こちらは、観光振興基金の新設に伴い補正しようとするものであります。

次に、13ページを御覧ください。歳出、7款商工費1項商工費4目観光費の観光プロモーション推進費674万2千円でございます。こちらは、本市がスイス・ツーリズム・アワードの受賞対

象として内定をいただいたことから、スイス連邦ルガーノにおいて開催される授賞式、並びに同時期に開催されるスイス国際ホリデー展示会に出展するために必要な費用を補正しようとするものがあります。スイス・ツーリズム・アワードは、昨年京都市が国内初の受賞となり、本市については京都に次いで2番目の受賞となります。授賞式については11月1日に、スイス国際ホリデー展示会は11月1日から3日の日程で開催されることとなっております。財源は公益社団法人北海道観光機構からの補助金250万円、一般財源424万2千円となっております。

次にその下、観光振興基金積立金350万円でございます。こちらは基金の新設に伴うもので、歳入と同額を積み立てるために補正しようとするものでございます。

次に、14ページを御覧ください。10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費の体育施設補修費3千297万8千円でございます。こちらは大雪アリーナにおいて、緊急車両の円滑な通行や利用者の安全性の確保を目的として、建物周囲の緊急通路及び駐車場のアスファルト修繕工事を行うために、体育施設補修費を増額しようとするものでございます。財源は公共施設等適正管理推進事業債2千960万円、一般財源337万8千円となっております。

続きまして、資料戻りまして4ページを御覧ください。4ページの第2表繰越明許費補正追加分の表中、10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費の体育施設補修費で、年度内に事業が完了しないため、事業費全額を令和7年度に繰り越すものでございます。

以上が、観光スポーツ部所管の補正予算でございます。

次に、観光スポーツ部に関する議案について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第6号、旭川市観光振興基金条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。本条例は、観光の振興に必要な事業の財源に充てるため基金を設置しようとするもので、公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第7号、旭川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。本条例は、今シーズンからカムイスキーリンクスのリフト料金を見直すものであり、昨今の物価高騰等への対応や、カムイスキーリンクスの魅力、サービスの向上に係る財源確保を目的とするものであります。新リフト利用料金は、総滑走距離が類似した星野リゾートトマムスキー場、富良野スキー場のリフト利用料金を参考に定めておりますが、令和6年度から急激な値上げをせず、令和7年度以降に上限額となるよう2か年にわたり、段階的な改定を予定しております。なお条例で定める上限額の範囲内で、実際のリフト利用料金は指定管理者がカムイスキーリンクス利用料金規程で定めておりますことから、令和7年度以降のリフト利用料金につきましては、令和6年度の利用状況を踏まえて、指定管理者と協議し検討してまいります。料金改定のほか、市民や近隣市町村の方が利用しやすい20時間券及び、20時間券に追加して使用できる追加5時間券を新たに導入するとともに、シニア料金の対象年齢を61歳以上の者から65歳以上の者と改正いたします。

以上が、観光スポーツ部所管の議案でございます。

よろしくお願いいたします。

○林農政部長 認定第1号、令和5年度旭川市一般会計決算のうち農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、資料等はございませんが、歳入の概要についてであります。予算現額14億5千79万9

千円に対して、収入済額が１２億６千９２１万３千５１２円で、収入率は８７．５％となっております。

次に、歳出であります予算現額１９億３千７５８万９千円に対して、支出済額が１６億９千５０万２千４１円で、執行率８７．２％となっております。

続きまして、農政部所管の主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明いたします。

初めに、４８ページを御覧ください。農産物等流通拡大支援費、決算額４１９万円でございます。農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、農業者等による商品開発を支援するとともに、旭川食のアンバサダーによる北の恵み食ベマルシェへの出展や旭川産農産物を使用した料理教室の開催、ＳＮＳを活用した情報発信、道外でのイベント出展等、様々な取組を通して、旭川産農産物をＰＲする活動を実施いたしました。

次に、４９ページです。強い園芸産地づくり支援費１千１３１万５千円です。足腰の強い園芸作物産地として維持、発展を図るため、自動散水システムや暑熱対策資材のほか、高収益作物の生産に係る農業用機械等の導入を支援するとともに、青果物の出荷団体や果樹生産者が組織する団体への支援を実施いたしました。

次に、５０ページです。スマート農業・省力化技術導入支援費４１７万２千円でございます。担い手の減少や高齢化等による労働力不足が深刻化している中、農業経営の維持、拡大につなげるため、ＧＰＳガイダンス・自動操舵システム８台の導入を支援することで、作業の省力化及び効率化を図ってまいりました。

続きまして、決算事項別明細書により説明をいたします。

まず、１０９ページを御覧ください。６款１項２目農業振興費の右側の備考欄、下から６番目になりますが、新規就農確保・育成対策費３８９万１千１７０円であります。全国的に担い手の減少が続く中、本市農業を力強く発展させるため地域と行政が一体となり、新規就農者の受入れや研修、経営発展に向けた取組などの経費に対して支援を行いました。令和５年度は新たに２人の農業研修生を受け入れることができております。

続いて、１１１ページを御覧ください。６款１項４目農業センター費の備考欄の１番下、農業担い手研修育成費６５万３千７８７円です。次世代を担う農業者の育成、確保に向けて、本市の就農前研修生や新たに園芸品目の栽培に取り組む農業者等を対象とした研修を行うとともに、営農技術の安定化を支援するための巡回技術指導を行いました。研修には、近隣町の農業者の参加も可能とし、令和５年度は８回の研修会に市内、近隣町合わせて延べ６５名が参加しております。

次に、１１３ページを御覧ください。６款２項１目林業振興費の右側の備考欄、下から４番目です。林業担い手確保・育成支援費２千５２９万３千７５５円です。林業事業者の体制強化を図り、効率的な森林整備を促進するとともに、林業の担い手を確保、育成するため、森林環境譲与税を活用し、林業機械の導入や個人装備品等の支援を実施したほか、街頭放送によるＰＲなど、北海道立北の森づくり専門学院のＰＲ支援等を行いました。

以上が、農政部所管事業の決算概要となります。

続いて、議案第１号、令和６年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分について説明いたします。

補正予算書 13 ページを御覧ください。6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農産園芸振興費、麦・大豆生産技術向上支援費 1 千 9 6 7 万 5 千円です。本事業は、麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、営農技術や生産拡大に向けた機械の導入等を支援するものでございます。

次に、持続的畑作生産体制確立緊急支援費 7 9 万円です。本事業は、畑作産地を取り巻く環境の変化や課題に対応し、産地の持続的発展を推進するため、病虫害の抑制や需要に応じた生産拡大等に向けた取組を支援するものでございます。

次に、畑地化促進事業費 2 億 3 千 6 3 万 8 千円です。本事業は、国の経営所得安定対策、水田活用直接支払交付金において、高収益作物やその他の畑作物の導入、定着を図るため、土地改良区内の土地で水田を畑地化する際に生じる費用を支援するものでございます。財源につきましては、いずれの事業も全額、道支出金を充当いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○岡田建築部長 認定第 1 号、令和 5 年度旭川市一般会計決算の認定のうち、建築部が所管いたします事業で主な事業につきまして、決算事項別明細書で御説明いたします。

初めに、116、117 ページを御覧ください。8 款土木費 1 項土木管理費 2 目建築総務費であります。市有施設定期点検費は執行額が 1 8 1 万 1 6 7 円で、延べ床面積が 1 千 5 0 0 平方メートル以上または階数が 3 階以上の建築規模の大きい市有施設のうち、学校、市営住宅などを除く 1 6 施設について、建築設備の定期点検業務等を実施したものでございます。

次に、3 目建築指導費でございます。住宅雪対策費は執行額 3 千 5 0 0 万 1 千 2 6 4 円で、住宅の融雪施設の設置等に係る工事費の一部を、また、高齢化対応住宅普及促進費は執行額 5 0 2 万 1 千 9 8 4 円で、既存住宅のバリアフリー化に係る改修費の一部を、住宅改修促進費は執行額 4 千 8 9 1 万 7 千 6 0 0 円で、既存住宅の省エネ化や性能維持向上に係る改修費の一部をそれぞれ補助したものでございます。空家等総合対策費は執行額 3 0 0 万 5 千 9 2 0 円で、不良空き家住宅 4 棟に対し除却費の一部を補助したほか、所有者がいない空き家の財産管理人選任の申立てや、道路に落雪するおそれがある所有者がいない空き家の屋根の雪を下ろす緊急安全措置を実施したものでございます。地域材活用住宅建設促進費は執行額 5 6 万 9 6 8 円で、良質な住宅ストックの形成を促進するため、地域材を使用した省エネルギー性能が高い住宅の建築取得に係る費用の一部を補助したものでございます。

次に、120、121 ページを御覧ください。5 項都市計画費 1 目都市計画総務費でございます。屋外広告物対策費は執行額 4 5 6 万 1 千 2 2 2 円で、広告物の掲出の許可に関する業務や屋外広告物講習会等を実施したものでございます。

次に、122、123 ページを御覧ください。6 項住宅費 1 目住宅管理費でございます。市営住宅管理費は執行額 1 億 5 千 3 9 5 万 9 千 1 3 円で、市営住宅の機械警備やエレベーターの保守点検などの業務委託を実施しております。

続いて、2 目市営住宅建設費でございます。市営住宅整備費は令和 4 年度から繰り越した 7 億 2 千 5 1 0 万 3 千 8 8 0 円を含め執行額 1 2 億 7 千 9 1 8 万 2 千 9 7 0 円で、第 2 豊岡団地の 2 号棟 B 工区 3 6 戸の建設工事や、既存 1 号棟、2 号棟の解体工事などを実施したものでございます。

次に、3 目市営住宅改善事業費でございます。市営住宅改善費は執行額 8 千 3 0 8 万 3 千 6 1 8

円で、入居者の退去により空室となった住戸の修繕や畳の取替えなどを実施しております。市営住宅管理業務改善費は執行額１億３５２万４千２３９円で、修繕受付業務や入居者募集業務など、４つの業務を民間事業者へ委託して実施しているものでございます。市営住宅改修費は執行額１億９千５９７万６千４０３円で、忠和団地の内部改修工事など、計画的な大規模改修を行ったものでございます。

建築部所管事業の決算の内容については、以上であります。

○富岡土木部長 初めに、認定第１号、令和５年度旭川市一般会計決算の認定のうち、土木部所管分につきまして御説明をいたします。

旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書１１６、１１７ページを御覧ください。８款土木費でございますが、全体事業費の支出済額１５３億１千８６８万６千３８３円のうち、土木部所管分につきましては、予算現額１３４億１２８万４千円に対しまして、支出済額１２１億８千５２０万５千６５円、翌年度繰越額４億８千７３万２千円、不用額７億３千５３４万６千９３５円で、執行率は９０．９％となっております。

それでは、項目別に順次御説明をさせていただきます。

初めに、８款１項１目土木総務費でございます。支出済額７６５万２千３８９円につきましては、土木部全般に関わる庶務的経費に要したものでございます。

続きまして、１１８、１１９ページを御覧ください。８款２項１目道路橋りょう総務費でございます。支出済額１億８千２７４万１千３９８円につきましては、町内会等における街路灯の設置費や電気料金の一部を助成しましたほか、買物公園の自転車対策や道路法に基づく台帳の整備、さらには登記簿と現地の整合を図る地籍調査などに要したものでございます。また、繰越明許費の１千２９３万円につきましては、人や街にやさしいあかり環境推進費を令和６年度に繰り越したものでございます。

続きまして、８款２項２目道路橋りょう維持費でございます。支出済額５３億５千１４万８千２３０円につきましては、除排雪や道路の維持管理経費のほか、街路灯やロードヒーティングの光熱費などに要したものでございます。不用額３億１千８０２万３千２７０円につきましては、主に２月から３月にかけての気温上昇等に伴う排雪量の減少によるものとなっております。

続きまして、８款２項３目道路橋りょう新設改良費でございます。支出済額４８億５千３５８万６千２６３円につきましては、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ生活道路や側溝の整備など道路の新設改良事業のほか、雪対策事業等に要したものでございます。また、繰越明許費の３億３千４０６万につきましては、道路橋りょう整備費及び道路側溝整備費を令和６年度に繰り越したもので、不用額２億９千５３１万３千２３７円につきましては、国の交付金等のいわゆる補助落ちや入札差金によるものとなっております。

続きまして、８款３項１目河川整備費でございます。支出済額１億２千２４２万１千１２２円につきましては、浸水被害の防止等を図るため、市が管理いたします河川の整備に要したものでございます。

続きまして、１２０、１２１ページを御覧いただきたいと思います。８款５項２目街路事業費でございます。支出済額２千９８５万につきましては、都市計画道路、神居旭山通の整備や永山東光線の整備に係る地質調査等に要したものでございます。また、繰越額８千７７４万２千円につきま

しては、永山東光線の橋梁部の設計業務に要したものとなっており、不用額2千140万8千円につきましては、主に補助落ちによるものとなっております。

決算最後となりますが、8款5項3目緑地公園費でございます。支出済額16億3千880万5千663円につきましては、北彩都ガーデンをはじめ各種公園の整備や維持管理及び緑化事業などに要したものでございます。繰越明許費の4千600万円につきましては、都市計画公園整備費を令和6年度に繰り越したもので、不用額5千218万9千337円につきましては、主に補助落ちや入札差金によるものとなっております。

以上が、土木所管の決算概要の説明となります。

続きまして、議案第1号、令和6年度一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして事業の概要を御説明いたします。

一般会計補正予算の13ページを御覧いただきたいと思います。8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち道路側溝整備費でございますが、本年の融雪期の凍上により早急に対応が必要な生活道路の改良工事を行うため4億8千万円を補正しようとするものでございます。

次に、14ページを御覧ください。11款2項1目公共施設災害復旧費の土木災害復旧費でございますが、7月23日から24日にかけての大雨によりまして被災しました道路及び河川の復旧工事を実施するため、5千600万円を補正しようとするものでございます。

次に、ページ少し戻りまして、10ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正に伴い財源として起債を充当するため、24款1項5目土木債のうち道路橋りょう整備事業債として4億3千200万円、24款1項8目災害復旧債のうち災害復旧事業債として1千120万円を追加補正するものでございます。

さらにページを戻っていただきまして、4ページになります。第3表債務負担行為補正、上から4番目の総合除雪維持業務委託料でございますが、これにつきましては、除雪業者の安定的確保を図るため冬の総合除雪業務に加え、春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを一体化するので、令和6年11月から令和7年10月までの業務委託に係る契約のうち令和7年度分の5億108万3千円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

次に、その下にあります雪堆積場借上料につきまして、令和6年12月から令和7年6月まで雪堆積場として神居町忠和の土地を借り上げるため、借り上げ期間のうち令和7年度分の9万円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

補正予算最後になりますが、5ページの第4表地方債補正になりますが、今回の補正予算において財源として起債を充当したことに伴い、限度額を変更しようとするものでございます。

以上が、土木部所管分の補正予算の概要となります。

続きまして、報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明をさせていただきます。

本件につきましては5件ございますが、いずれも道路管理の瑕疵による事故に関するものとなっております。

整理番号1につきましては、本年5月23日、市内工業団地5条3丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が路面の陥没箇所を通過した際に車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を1万9千800円と定め、7月4日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は30%となっております。

整理番号2につきましては、昨年9月20日、市内東6条1丁目におきまして、市道敷地内の樹木が倒れ相手方家屋の一部を破損したもので、その損害賠償の額を33万4千752円と定め、本年8月2日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は100%となっております。

整理番号3につきましては、本年5月12日、市内春光1条7丁目におきまして、市道の街路樹の枝が折れ相手方の建物の一部を破損したもので、その損害賠償の額を22万7千700円と定め、8月2日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は100%となっております。

整理番号4につきましては、本年6月21日、市内宮下通14丁目におきまして、歩道を走行していた相手方自転車が集水桝と路面に生じた段差で転倒し自転車を破損したもので、その損害賠償の額を1万2千870円と定め、8月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は50%となっております。

整理番号5につきましては、本年7月28日、市内東鷹栖4線16号におきまして、市道を走行していた相手方車両が路面の陥没箇所を通過した際に車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を9万7千455円と定め、8月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は30%となっております。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。

よろしくお願いいたします。

〇幾原上下水道部長 令和6年第3回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案につきまして御説明いたします。

初めに、水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定について御説明させていただきます。令和5年度水道事業会計・下水道事業会計決算の概要を御覧ください。

まずは、認定第9号、令和5年度旭川市水道事業会計決算の認定についてでございます。1ページを御覧いただきたいと思います。令和5年度の業務実績といたしましては、左上、(1)、(2)のとおり、給水戸数が17万2千75戸、年間総給水量が3千307万6千935立方メートルとなっております。収益的収支につきまして、水道事業収益は決算額6億7千507万2千588円で、予算額に対しまして5千78万7千942円の減となっております。水道事業費用は決算額5億3千893万9千648円で、不用額は3億1千369万7千393円となっておりますが、これは主に取水費、浄水費及び職員給与費の減によるものでございます。

次に、資本的収支につきまして、資本的収入は決算額3億5千356万5千2円で、予算額に対しまして1億2千395万3千7998円の減となっておりますが、主に企業債及び国庫補助金の減によるもので、一部は令和6年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出は決算額7億1千38万1千517円で、不用額は5億9千141万3千183円となっておりますが、これは建設改良費で配水管の工事請負費が減となったことなどによるものでございます。

こうした結果、資料の1番下、資金収支の記載のとおり、9億7千374万8千368円の当年度純利益が生じ、資本的収支では3億4千511万1千52円不足いたしました。減価償却費などの内部留保資金で補填した結果、当年度末資金残高は10億3千928万8千973円となっております。

おります。

次に、認定第10号、令和5年度旭川市下水道事業会計決算の認定についてでございます。2ページを御覧いただきたいと思います。令和5年度の業務実績といたしましては、左上、(1)、(2)のとおり、排水戸数が16万4千808戸、年間処理水量が4千798万6千890立方メートルとなっております。収益的収支につきまして、下水道事業収益は決算額89億1千166万1千142円で、予算額に対しまして、7千638万1千858円の減となっております。下水道事業費用では決算額83億4千686万9千705円で、不用額は2億4千212万4千295円となっておりますが、これは主に処理場費の減によるものでございます。次に、資本的収支につきまして、資本的収入は決算額23億7千818万2千607円で、予算額に対し、12億7千129万8千209円の減となっておりますが、説明欄のとおり、主に企業債と国庫補助金の減によるものでございまして、これらの一部は、令和6年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出では決算額55億627万3千966円で、不用額は5億1千680万2千74円となっておりますが、これは建設改良費で下水管の工事請負費や委託料が減となったことなどによるものでございます。

こうした結果、資料の1番下、資金収支の記載のとおり、4億7千23万6千650円の当年度純利益が生じ、資本的収支では31億2千813万1千459円不足いたしますが、減価償却費などの内部留保資金で補填した結果、当年度末資金残高は4億7千304万8千824円となっております。

以上が、水道事業会計及び下水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、議案第4号、令和6年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書20ページの実施計画を御覧いただきたいと思います。収入、支出予算の補正でございますが、西神居地区簡易水道事業の水源である地下水につきまして、急速に水位の低下が生じておりますことから、代わりとなる水源の確保に向けまして、収益的支出の1款1項1目取水費で地質調査費をその財源として、収益的収入の1款2項2目補助金をそれぞれ840万円増額しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市における宿泊税制度の考え方(案)に対する意見等の募集について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 旭川市における宿泊税制度の考え方(案)に対する意見提出手続の実施について、御報告をさせていただきます。

本日配付させていただいております資料の2ページを御覧ください。2ページの下表になりますが、宿泊税の導入につきましては、5月の経済建設常任委員会においても御報告をさせていただきましたが、本市附属機関である、旭川市中小企業審議会から受けた答申の内容及び、現在検

討を行っているところでございます。

次に、資料の３ページの上段を御覧ください。制度案の検討にあたり、今年の７月に市内の宿泊事業者を対象とした意見交換会を実施するとともに、８月には宿泊事業者を対象としたアンケートと、本市への来訪者及び宿泊者を対象としたアンケートを実施しているところでございます。今回の意見提出手続は、市民の皆様から制度案に対する御意見を広く募り、制度案の策定作業の参考とするために実施するものでございます。

宿泊税制度の案につきましては、資料５ページと６ページにありますように、おおむね答申いただいたとおりとなっておりますが、課税免除などの非課税事項につきましては、簡素な仕組みであることが望ましいため設けるべきではないとの答申をいただいていたものの、北海道が示している制度案において修学旅行やその他の学校行事については、課税を免除するという方向で検討されており、また、宿泊税の導入を検討している道内自治体の多くでも同様の検討がされていることも考慮しまして、教育課程の一環として実施される学校行事に伴う宿泊については課税を免除することも検討しております。また、宿泊事業者が特別徴収義務者となることで生じる負担についての支援につきましては、既に宿泊税を導入している自治体では２％から３％程度の交付金により支援が行われていることから、このような先行事例も参考に本市でも交付金の制度を設けることを検討しております。

宿泊税の使途につきましては、資料の７ページと８ページにありますように、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくりや、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、持続可能な観光地づくりといった、確保した財源を、来訪者の満足度を向上させ宿泊者を増やすための取組に活用することで好循環を生み出し、本市全体の活性化を図りたいと考えております。

意見提出手続の実施期間は、本年９月２０日から１０月２１日までの約１か月間としております。この意見提出手続の結果につきましては、１０月に開催予定の経済建設常任委員会で報告させていただく予定となっております。いただいた意見のほか、宿泊事業者などの観光関連事業者からの意見や要望などを参考に制度案を固め、条例案を策定したいと考えております。

以上、旭川市における宿泊税制度の考え方（案）に係る意見提出手続の実施につきまして、報告をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、農作物の生育状況について、理事者から報告願います。

○林農政部長 本年度の農作物の生育状況について御報告いたします。

初めに、これまでの気象概況であります。今年の雪解けは４月６日と平年より１日早く、５月以降の日照時間は多く、また気温はやや高めで降水量が少なく、作物にとっておおむね恵まれた天候で推移してきたところであります。一部地域におきましては、７月下旬の大雨により農作物が冠水する被害があり、今後の収量にどのように影響してくるかどうかわかりませんが、こういったことは注視しているところでございます。

生育状況ですけれども、まず、本市の基幹作物である水稲につきましては、6月の頭から分けつが進み、穂数は平年よりもやや少ないものの、生育は平年並みまたはやや早く進んでおります。昨年は8月の高温により米の粒が白く濁り、たんぱく値も高くなりましたけれども、今年は昨年ほど影響は受けないというふうに見込まれております。

次に、畑作物についてですが、既に収穫作業が終了している秋まき小麦は、収量が平年並みとなっているほか、豆類、バレイショにつきましても、平年並みの収量が見込まれておりますが、大雨の影響で冠水したそばなどの収量に多少の影響が出てくるのではないかと考えられます。

最後に、果樹についてですけれども、サクランボにつきましては既に収穫を終えており、収量は平年より少ない状況と伺っております。また、リンゴにつきましては例年よりやや早めに成長しているということですが、収量は平年並みまたは平年よりも少なくなると見込まれております。

今後の天候が順調に推移すれば、総じて平年並みの収穫量や品質が期待できる状況とのことでありまして、今後、天候に恵まれ、収穫期を迎えられることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、次に、3、米不足の現状と対策についてを議題といたします。

この件につきまして、石川厚子委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○石川厚子委員 米不足の現状と対策について、若干質問させていただきます。

8月の20日過ぎ頃でしょうか。近くの行きつけのお米屋さんに行ったところ、道産米は1袋もありませんでした。現在、生協など見ましても、道産米どころかお米が1袋もないという状況です。知人も数軒のスーパーを回ったんですけれども結局買えなかった、そういった声も寄せられています。そこで、現在の市内のお米の小売状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○杉山農政部長 市内の米の小売の状況に関して、農政部としましては統計的な情報は把握しておりませんが、スーパーなど小売店の多くでお米が買づらい状況にあるものと認識しております。

○石川厚子委員 農政部では、この小売状況を把握してはいないということですね。ただいま、2024年度産米の水稲の生育状況の報告がありましたが、昨年、2023年度米についてはどうであったのでしょうか。

○杉山農政部長 23年度米につきましては、水稲の作況指数で申し上げますと全国で101、北海道で104、上川管内で105となっており、全国としては平年並み、北海道としては平年よりもやや良の収穫量がございました。

○石川厚子委員 23年度米は北海道で104、上川管内で105と、平年よりもやや良ということですね。となれば、何が一体原因でお米が不足しているのでしょうか。

○杉山農政部長 米不足の原因としましては、高温や渇水の影響で米どころである北陸地方で例年どおりの収量が確保できなかったこと、インバウンドの増加により国内の米の消費量が増えたこと、南海トラフ地震の臨時情報により買いだめの動きがあったことなどが考えられております。

○石川厚子委員 農水省の発表によりますと、今年6月末の民間在庫は前年比41万トン減で過去最低ということです。この要因といたしまして、今述べられたことのほかに、コロナ後の回復です

とか、小麦など海外産原料の食料品価格の高騰などがあるというふうに伺っております。我が家のように夫婦2人だけというならともかく、食べ盛りのお子さんのいる家庭などで、米不足というのは大変深刻な状況だと思うんですね。市として何か手は打っているのでしょうか。

○杉山農政部長 米不足につきましては、市として何か事業を実施しているものではございませんが、市民からの問合せに対しましては今月には新米が出回り始めることをお伝えし、冷静な対応をお願いしております。

○石川厚子委員 市としては何ら対策を取っていないということですね。市民に冷静な対応をお願いしているだけということです。24年度産米、この水稻の作況指数が平年並み以上だとしても、来年度、また同じようなことが起こりかねないと思うんです。その点について、農政部の見解をお伺いしたいと思います。

○林農政部長 米不足に関しまして、ただいま質疑をしていただきましたが、米の品薄状態、こちらに関しましては、ただいまお答えしたような原因を含め、実際には昨年度のお米ですから、これは昨年度生産して既に出荷済みと、そういうことになった米に関して生じている課題であります。したがって、現状で農業者、生産者がこれにおいて、何らかの対応をするということは、もうこれ現実的に困難な事案になっているというふうに思います。

しかしながら、御質問にもありましたように、情報の持ち方、管理の仕方、発信の仕方、いろいろこれは課題もあるのかなというふうに思います。できること、できないことを含めていろいろあると思います。また、来年度もまた同じようなことというお話もありましたけれども、確かにこういった本当に暑い時期、夏場含めて、これからもう普通になってくる可能性というのは結構高いのかなというふうに我々も考えております。そうすると、私たちというよりは国全体として、こういったことは考えていかなければならないでしょうし、今後、国もどこまで手を打てるかというのは分かりませんが、いろいろなことを研究、検討してくるのかなというふうにも思います。

私どもとしてはそういったことに十分注視していきながら、補完できることは、国の対応について補完し、連携しながら対応したいと思っておりますし、また地域として基礎自治体として何か考えることが必要なことが出てくれば、そういったことは、併せて研究が必要になるかもしれないので、そういったことに対しては注意を払っていききたいと、そのように考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○石川厚子委員 先日、会派で作況調査に出かけました。30代の農業者が1人で13町歩の田んぼを営農していたんですけれども、その方は、GPSなど先進装備に取り組んでいるようなお金のあふれる農家でないと助成の対象にならないんだよというふうに嘆いていらっしゃいました。

そもそも、この米不足の根本原因は国の減反政策にあるんだと思うんですね。政府が米の需給と価格安定に責任を持って、多少の不況や需要増でも不足しないようゆとりを持って生産量や備蓄を確保し、豊作などで供給が上回った場合は、国が買い上げ備蓄に回すべきだと思うんです。農政部としても、国に対して声を上げていただきたいということを申し述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○菅原委員長 この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時03分